

## 支障除去等に関する基金のあり方懇談会（第14回）議事要旨

- 1 日 時 平成24年12月26日(水) 17:00～18:35
- 2 場 所 東海大学校友会館 富士の間
- 3 出席者 (出席委員)  
浅野委員(座長)、岩間委員、植田委員、大塚委員、木村委員(代理:池田氏)、  
小室委員、竹島委員、仁井委員、畠山委員(代理:葛西氏)、  
林委員(代理:濱谷氏)、古市委員、弓手委員(代理:宮本氏)  
(欠席委員)  
北村委員、田上委員  
(環境省出席者)  
梶原廃棄物・リサイクル対策部長、坂川企画課長、廣木産業廃棄物課長、  
吉田適正処理・不法投棄対策室長 ほか

### 4 議 題

- (1) 産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成23年度)について
- (2) 支障等のある残存事案等に対する当面の財政的な支援のスキームについて
- (3) その他

### 5 配付資料

- 資料1 : 委員名簿  
資料2 : 第13回議事要旨  
資料3 : 産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成23年度)について(速報値)  
資料4 : 支障等のある残存事案に対する当面の財政的な支援のスキームについて(案)  
資料5 : 基金による支援状況と今後の見込みについて  
参考資料: これまでの懇談会(第5回～第13回)の議事要旨関連部分のカテゴリー別整理

### 6 議 事 懇談会は公開で行われた。

### 7 議事要旨

- (1) 議題「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成23年度)について」、事務局から資料3に基づき説明するとともに、議題「支障等のある残存事案に対する当面の財政的な支援のスキームについて」、資料4及び資料5により説明した。
- (2) これに対して、各委員から、次のような意見等が提出された。  
不法投棄の量と不適正処理の量を比べると、ここ数年は不適正処理量が圧倒的に多く、さらに許可業者の不適正処理量が圧倒的に多い。これまで不法投棄等というと不法投棄がメインであったが、不法投棄と不適正処理をきちんと書き分けることが、今後の議論を建設的にするために大事ではないか。

現行の支援スキームは可能な限り早く終えていただきたいというのが我々の基本的な考えであり、そういう方向で議論を進めていただきたいことが根幹にある。25年度から27年度までの3年間について現行の支援スキームを基本として修正を加えて対応することとした場合、現行の支援スキームの恒久化につながるのではないかという懸念が産業界では非常に強いことから、そうではないという方向性をきちんと打ち出すことができないか。

少なくとも過去3年間いろいろと真剣な議論をしてきたことから、何らかの形でどういふ議論をしてきたのか分かるような形にしていきたい。

平成28年度以降については、基金制度の必要性・妥当性を含め見直しを実施するということだが、3年後に結局また継続という形になっては、産業界の理解が完全に瓦解しかねない。今後のスケジュールやロードマップ等での議論について、何らかの形で示せないか。

平成24年度末の基金残高の中から必要な額を支援に充てるとしているが、資料の表現では平成24年度に残っている基金を温存し、必要になったら取り崩すという感が強い。また、産業界に毎年度必要な額について相談するとあるが、基金残高をもっと活用すべきという声は当然強まると思われるので、そういう声にも柔軟に対応できるような表現とすべきではないか。基金に積んであるお金は、不適正処理を含めた支障除去にきちんと使われるということが分かるような表現にできないか。

産業界と国と都道府県等との現行の負担割合2：1：1は、支障除去の負担割合として合理的であるとのコンセンサスを得た、もしくは説明がきちんとされたものではないと理解している。最終的に4：3：3の負担割合とすることを否定しないが、2：1：1という負担割合が適当であると誤解されない表現とすべきではないか。

28年度以降については、完全に考え直すことが分かるようにしなければいけない。検討のため懇談会を引き続き設置することについて考え直すことも一つの形であり、審議会という形もありうる。

行政が行政行為として代執行する費用の一部を、なぜ産業界が負うかという理屈づけに納得していない。社会貢献の観点から費用を負担してほしいという整理が多分3年前にされ、その結果として支援してきたが、社会貢献という名目のみで産業界がいつまでも費用を負担することは難しい。また、産業界が出えんしなかった場合、それを理由に支援がされず行政代執行が進まない仕組みであることに非常に納得がいかない。これまでは目の前に除去すべき支障があるため社会貢献の観点から出えんを続けてきたが、25年度以降はどうにかしてほしい。

基金の残高は、この3年間で緊急に処理すべき15事案のために出した金額であり、まず必要な額があればその残高から使い、それで足りなければ足りない額を誰が負担すべきか議論していただく必要がある。万が一急に必要になった場合は、必要最低限度の残額を維持しつつ、その限度で留めておくのが本来のかたちではないか。

必要最小限度の残高はやむを得ないと認めるのであれば、話は一致するのではないかと。基金を順次取り崩して全部使うということではなく若干の余裕を見てもらえれば、話が進むのではないかと。

残存事案の量は、支援スキームのターゲットとは違う話であるが、記載しておく必要があるのか。

平成10年以降の不法投棄等を対象に資金を拠出いただいていることから、残存している事案は非常に重要であり、残存事案について載せておいた方がよいのではないかと。

拠出者側の負担割合が下がることについては評価するが、2 : 1 : 1の負担が本則であり、そこから4 : 3 : 3となるというロジックは違うのではないかと。制度の変更等によって、割合を変えていくことが妥当ではないかと思う。初めから2 : 1 : 1が適当ということではなく、考え方の結果として2 : 1 : 1となるという話ならありうる、

知事会としては、内部の所管委員会で検討・審議をしっかりとやらせていただきたい。基金の重要性・必要性は非常に高いものがあり、今後見直し等を行っていくとしても、同様な制度を合意等により適正に構築していただき、支援をお願いしたいというのが都道府県総体の意見である。負担割合の見直しについては、産業界の意見や立場に県も一定の理解をしているところだが、都道府県の負担が増えることは課題であり、住民への理解などもあることから、知事会の委員会で審議・検討したうえでさせていただきたい。

産業界と国と都道府県等との負担割合については、従来2 : 1 : 1としてきたことを表現とするのが分かりやすいのではないかと。2 : 1 : 1の負担割合については、それなりの根拠があり、一応のコンセンサスはあったのではないかと。

平成9年の法改正でこの制度ができる前は、国からの補助制度がなかったため、このような制度をつくらうということになった。費用負担については、当時の社会情勢から、産業界に2分の1ご協力いただくことになったようであり、行政の負担についても、それまで自治体の負担が100%だったが、やりとりの中で国と自治体の負担を1対1とするという順番で決まったと聞いている。

総じて、そのときの社会的状況や不法投棄事案の実態といったものを反映して、そのような議論になったのではないかと。平成9年以降に法律が厳しくなり、自治体は対処の道具を与えられて、やろうと思えばできるようになったという議論を3年間してきた。その違いを考えてほしいというのがこの3年間の議論の流れであるため、制度創設時の2 : 1 : 1が前提という話にはならないのではないかと。

議論した結果として今の案に落ちついたという形に持っていくのであればよいのではないかと。そういう意味で、どういう議論をしてきたか、客観的な評価にも耐えられるような簡潔な論理の流れのようなものを作っておいたほうがよいのではないかと。

もともと費用の負担をどうするかという議論ではなく、不法投棄をさせない、原状回復

を迅速に行う、その上で支障が生じたものについて国民に影響がいかないようどう対処するかということではないか。都道府県知事は支障がある場合、迅速に対処しなければならないが、それができない状況とは何かについて本質的に考える必要があると思う。予算がないのであれば、予算はとりあえず誰が出すにしても手当てすべきである。原状回復ありきではなく、原状回復まで至らないよう発見し調査するための費用があれば費用はもっと少なく済む。本質論をどこかでまた将来やっていただきたい。

ここで議論したことが生かされている例を挙げると、循環計画などの議論において、原状回復というのは全く不法投棄がなかった状態に戻すものではなく、リスクコントロール、リスク管理のためにやるということを明確にしないといけないといった議論が出てきている。ここでの議論が政策の中にも生かされていることから、今後はそれを現場の自治体の人たちが地元の住民の方々にきちんと説明するという努力をしていかなければいけない。リスク管理に関して、住民ほか多くの方々が持っているイメージと実際の必要性の間のギャップというのは依然としてあり、それがことをややこしくしているという背景があるのではないか。

負担割合のロジカルな根拠について議論するのは難しいが、最初の合意というのは非常に重要なもので、その合意を前提に次が進むという側面もあるのではないか。関与する主体が負担について合意したことは非常に重要な意味を持っているのではないかと思ひ、そこを出発点にして、情勢の変化など幾つかの要因を考慮した上で、次へのステップに変化させるという関係にあるのではないか。

最初の合意は、きちぎちではなく、ふわっとした合意なのではないか。環境大臣による出えんの要望額に100%応えることを法律は強制しておらず、お願いすると書いてあるだけである。お願いさえすれば法律違反にはならないという法律であるが、そういう法律をつくることについて、当時は合意ができたということだと考える。

負担割合については論理的に説明し切れるものでないことは事実だとも思う。しかし、法が十分整備されていなかった時代と整備された時代の論理は違うと思っており、これまでの議論の中で出てきたということを明確に記録に残しておくことは大事なことでないか。

知事会では、さらに委員会で整理・検討したいとのことであり、よろしくお願ひしたい。その答えを聞かないと合意ができていないということになり、先へ進めない。

少なくとも3年以上にわたって議論を続けているので、この形での議論というのは次回でできれば終わりにしたいという気持ちがある。

**(3) 最後に、その他として、今後の予定について以下のとおり確認された。**

- ・ 次回の第15回懇談会の日程については、1月中とする。

以上